

お知らせ（令和2年6月22日）  
阪神国際港湾株式会社 総務部 高橋・川西  
TEL：078-855-2215

## 第6回 定時株主総会の基準日設定について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第6回定時株主総会の議決権の基準日を令和2年7月10日とする決議をいたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 第6回定時株主総会の基準日設定について

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う政府の要請を踏まえ、当社では業務執行体制を大幅に縮小し、決算を延期いたしました。このような状況により、令和2年7月10日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和2年7月31日開催予定の第6回定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

#### 2. 基準日

令和2年7月10日

#### 3. 公告日

令和2年6月22日

#### 4. 公告方法

電子公告 当社ホームページに掲載